

|   |       |
|---|-------|
| 二 | 事業の概要 |
|---|-------|

(3) 管理運営の概要

【ガバナンス】

- 「理事会」……………学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 「常任理事会」……………理事会の決定した方針に基づき、学園運営全般に係る具体的施策の策定に関する事項、その他学園の運営に関する重要事項を決定する。
- 「評議員会」……………予算、事業計画、寄附行為の変更等について、理事長があらかじめ諮問。
- 「学長会議」……………本学の学則その他教学に関する重要な規則、本学の重要な施設設備、本学の入試制度・募集定員及び入試日程、本学学生の卒業の要件の基準、本学学生の身分・懲戒及び学生支援、本学の教育課程の編成の基準及び全学の調整に関する学長の諮問、本学の教員の採用及び昇格の全学の調整に関する学長の諮問、本学の教育研究に係る自己点検・評価及び第三者評価に関する学長の諮問、その他本学の運営に関する学長の諮問等について調査審議する。
- 「教授会」……………学生の入学・休学・復学・退学・再入学・留学及び除籍、学生の卒業、学生の表彰及び懲戒、学生の厚生補導、教育課程の編成に関する学長の諮問、教員の採用及び昇格に関する学長の諮問、その他本学の教育研究に関する学長の諮問等について調査審議する。
- 「研究科委員会」……………学生の入学・休学・復学・退学・再入学・留学及び除籍、学位論文の審査及び課程修了認定、学生の表彰及び懲戒、学生の厚生補導、教育課程の編成、大学院担当教員の選考、その他大学院研究科の教育研究に関する学長の諮問等について調査審議する。

2016 年度の開催回数について

|       |     |        |                                      |
|-------|-----|--------|--------------------------------------|
| 理事会   | 5 回 | 学長会議   | 11 回                                 |
| 常任理事会 | 5 回 | 教授会    | 49 回(商学部 17 回、経済学部 16 回、人間社会学部 16 回) |
| 評議員会  | 5 回 | 研究科委員会 | 8 回                                  |

【自己点検・評価】

＜自己点検・評価の目標＞

自己点検・評価は本学における各種の取り組みの検証・改善を目的とする。  
 このために自己点検・評価の手法と評価の指標や目標を明確にし、自己点検・評価を Plan-Do-Check-Act のサイクルで検証し、改善に結びつける体制を確立し、さらには第三者による評価に付す仕組みを整えることを目標とする。

＜自己点検・評価の経過＞

・教育研究等活動報告

各教員の教育研究活動に関しては、1993 年度に「教育研究等活動報告(1992 年度)」が出版され、以降毎年度出版している。これには各教員の研究活動、教育活動、その他の活動が記録されており、特に発行当初から、「授業で工夫・改善した事柄」を記述している点が特色となっている。

2005 年度の「教育研究等活動報告」(2006 年度発行)からは、各教員が恒常的に自己点検・評価をすることを旨とし、「今年度の(研究、教育、その他の活動に関する)目標」の項目が付け加えられた。

・学外者による評価・アドバイス

自己点検・評価と関連し、2004 年度からアドバイザリー・コミッティ委員制度を導入した。

これは、実業界のトップから実業界・社会からの要請を踏まえたご意見とアドバイスを受けて、次の項目の協力を得ようとするものである。

1. 学園の経営に関するアドバイス
2. 企業から期待する教育に関するアドバイス
3. 就職とキャリア教育に関する支援
4. 入試に関するアドバイス
5. 産学連携

#### <現在の自己点検・評価の体制>

##### ・教育審議会

本学の教育研究活動などの自己点検・評価に関する事項を審議する機関を「教育審議会」という。

教育審議会は、副学長のほか、各学部長、大学事務局長、教学部長などから構成されており、具体的な対策が実行しやすい組織になっている。また、全学的な最高意思決定機関である学長会議でも、本学の教育研究に係る自己点検・評価および第三者評価に関する学長の諮問事項を審議する。

自己点検・評価の対象は、本学のあらゆる取り組みにわたり、担当者、担当部署、担当委員会などの日常的な取り組み・日常的な自己点検・評価は、それぞれの委員会報告などでなされている。

これらの総括のため、「自己点検・評価を恒常的に行うための制度システム」が必要であり、本学では自己点検・評価の中核機関として「教育審議会」を位置付けている。

##### ・教育審議会規則

※大学ホームページにて公開(PDF ファイルのダウンロード可)

#### 【情報公開】

流通科学大学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公表すべき教育研究活動の状況をホームページ上において公開し、公正かつ透明性の高い運営の実現に努めている。

##### ・教育研究活動の状況

※大学ホームページにて公開